

大阪狭山市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年(2018年)11月27日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
小原一浩

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 古川照人
- 2 通知を受けた日
平成30年11月5日
- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象等
平成30年10月24日付け大狭監第2056号 定期監査の結果に関する報告
政策推進部 広報・魅力発信グループ
- 4 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写)のとおりに



大 狭 法 第 5 2 号
平成30年(2018年)11月5日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様

小 原 一 浩 様

大阪狭山市長 古 川 照



定期監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

平成30年10月24日付け大狭監第2056号による監査の結果に基づき、下記
のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

・ 監査指摘事項等に対する措置状況

【広報・魅力発信グループ】

契約に係る事務処理については、情報公開条例に基づき、部分開示の取扱いを順
守し、今後は適正な事務処理に努めてまいります。